

令和元年12月27日

## 予防接種過誤事案の発生について

上天草市では、予防接種法第2条第2項に定める日本脳炎等の発生及びまん延を予防するため、熊本県医師会が実施する「熊本県予防接種広域化事業」に参加し、予防接種を実施しております。

このたび、市外の医療機関において、「日本脳炎第1期2回目」の予防接種に際し、誤った用量のワクチン量を接種するという事案が発生しましたのでお知らせします。

市が実施主体である予防接種において、このような事案が発生したことをお詫びいたします。

現在のところ、接種を受けた方の健康状態は良好で異常は認められておりませんが、引き続き健康状態の把握を定期的に行ってまいります。

今後このような事案が再び発生しないように、医療機関に対し個別での指導を徹底し過誤の防止に努めてまいります。

なお、詳細は下記のとおりです。

### 記

#### 1 予防接種実施主体

上天草市

#### 2 接種日

令和元年10月18日（金）

#### 3 接種方法

熊本県予防接種広域化事業に参加している医療機関による個別接種

#### 4 過誤の内容

ワクチン接種量の誤り（本来0.5mlを接種すべきところを0.25mlの用量を接種した）

#### 5 接種者

3歳の女児（1名）

## 6 過誤の経緯

- ア 10月18日に事前に日本脳炎の接種予約を入れた医療機関へ、児に母親が同行し日本脳炎ワクチンで予防接種を受けた。
- イ 接種当日、受付担当、看護師、医師がチェックリストに沿って確認を行うが、接種量と年齢確認が不十分だった。
- ウ 看護師が母子健康手帳、予診票及びカルテの記載を行うが過少接種に気づかなかった。
- エ 接種後、看護師が児の体調確認を行い、体調に問題はなく、児と母親は接種後30分後に帰宅した。
- オ 11月初旬に当該医療機関が、予防接種予診票を熊本県医師会へ提出。
- カ 熊本県医師会から市へ送付された予防接種予診票を12月11日に受理。
- キ 12月25日に市担当者が予診票確認の際、接種量誤りに気づき医療機関へ電話で問合せ、接種量誤りが判明。
- ク 12月26日に市から医療機関の医師、担当看護師、看護師長に聞き取りを行った。
- ケ 同日、市が児の母子手帳の予防接種記録を確認し、0.25mlの過少接種と確認できた。
- コ 接種から同日までに児の体調に変化はなく、健康状態に問題がないことを保護者から確認しているところである。

## 7 過誤の原因

医療機関における年齢と、ワクチン接種の用量についての確認が不十分であったこと。

## 8 今後の再発防止策

当該医療機関に対する過誤防止についての実地指導を行い、「過誤防止マニュアル」に基づく個別指導を行う。

### 【用語解説】

- ・ 日本脳炎ワクチン（乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン）  
「日本脳炎ウイルス（北京株）」をVero細胞で増殖させ、ホルマリンで不活化し精製したものである。第1期の初回接種2回と追加接種1回の計3回の接種をもって基礎免疫が完了する。
- ・ 定期接種対象者  
生後6か月以上90か月未満の者（標準的には、第1期初回は3歳以上4歳未満、第1期追加は4歳以上5歳未満）

- ・ 接種間隔
  - 初回接種 6 日以上の間隔（標準的には 6 ～ 28 日の間隔）
  - 追加接種 初回接種終了後 6 月以上の間隔（標準的にはおおむね 1 年の間隔）
- ・ 接種量
  - 接種日時点で 3 歳未満 0.25ml
  - 接種日時点で 3 歳以上 0.5ml



（連絡先）

健康福祉部健康づくり推進課

担 当：課長 佐藤、参事 立花

電 話：0969-28-3376

FAX：0969-56-3307